

毒物劇物業務上取扱者(法第22条第1項該当者)届出について

政令で定める事業を行う者であって、その業務上次表右欄の毒物又は劇物を取り扱う場合は、事業場ごとに、これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から30日以内に届出が必要です。

政令で定める事業	取り扱う毒物劇物
電気めっきを行う事業 (令第41条第1号)	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理を行う事業 (令第41条第2号)	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
運送の事業 最大積載量が5,000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」という)に固定された容器を用い、又は内容積が1,000リットル(四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合は200リットル)以上の容器を大型自動車に積載して行う場合 (令第41条第3号)	施行令第42条別表第2(P.2参照)に掲げる毒物又は劇物
しろありの防除を行う事業 (令第41条第4号)	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

1. 必要な書類

提出部数：1部(写しを取って、控えを保管してください。)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 毒物劇物業務上取扱者届書(毒物及び劇物取締法施行規則 別記第18号様式) ② 事業場の平面図 ③ 毒物劇物貯蔵設備の概要図
(運送の事業の場合は毒物劇物運搬車両の写真) ④ 届出者が法人の場合は登記事項証明書
(発行後6か月以内のもの) ⑤ 毒物劇物取扱責任者設置届及びそれに伴う添付書類
(手引き「毒物劇物取扱責任者設置届について」をご覧ください) |
|---|

施行令第42条 別表第2

- 1 黄^{りん}燐
- 2 四アルキル鉛を含有する製剤
- 3 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 4 弗^ふ化水素及びこれを含有する製剤
- 5 アクリルニトリル
- 6 アクロレイン
- 7 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 8 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 9 塩素
- 10 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素6%以下を含有するものを除く。）
- 11 クロルスルホン酸
- 12 クロルピクリン
- 13 クロルメチル
- 14 硅^{けい}弗^ふ化水素酸
- 15 ジメチル硫酸
- 16 臭素
- 17 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 18 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 19 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 20 ニトロベンゼン
- 21 発煙硫酸
- 22 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 23 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

2. 記載上の留意点

【毒物劇物業務上取扱者届書】

① 事業場の種類

電気めっきを行う事業：令第41条第1号に規定する事業 と記載してください。

金属熱処理を行う事業：令第41条第2号に規定する事業 と記載してください。

運 送 の 事 業：令第41条第3号に規定する事業 と記載してください。

しろありの防除を行う事業：令第41条第4号に規定する事業 と記載してください。

② 事業場の名称

・「〇〇工場」、「××営業所」まで記載してください。

③ 事業場の所在地

・住居表示のとおり記載し、ビル等の場合には、「〇〇ビル△階」等詳しく記載してください。

④ 取扱品目

電気めっきを行う事業：無機シアン化合物名又は無機シアン化合物を含有する製剤名

金属熱処理を行う事業：無機シアン化合物名又は無機シアン化合物を含有する製剤名

運 送 の 事 業：施行令第42条別表第2に掲げる物のうち、取り扱う品目

しろあり防除を行う事業：砒素化合物名又は砒素化合物を含有する製剤名

をそれぞれ記載してください。

なお、取扱品目が多く、この欄に書けない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

⑤ 届出者の住所及び氏名

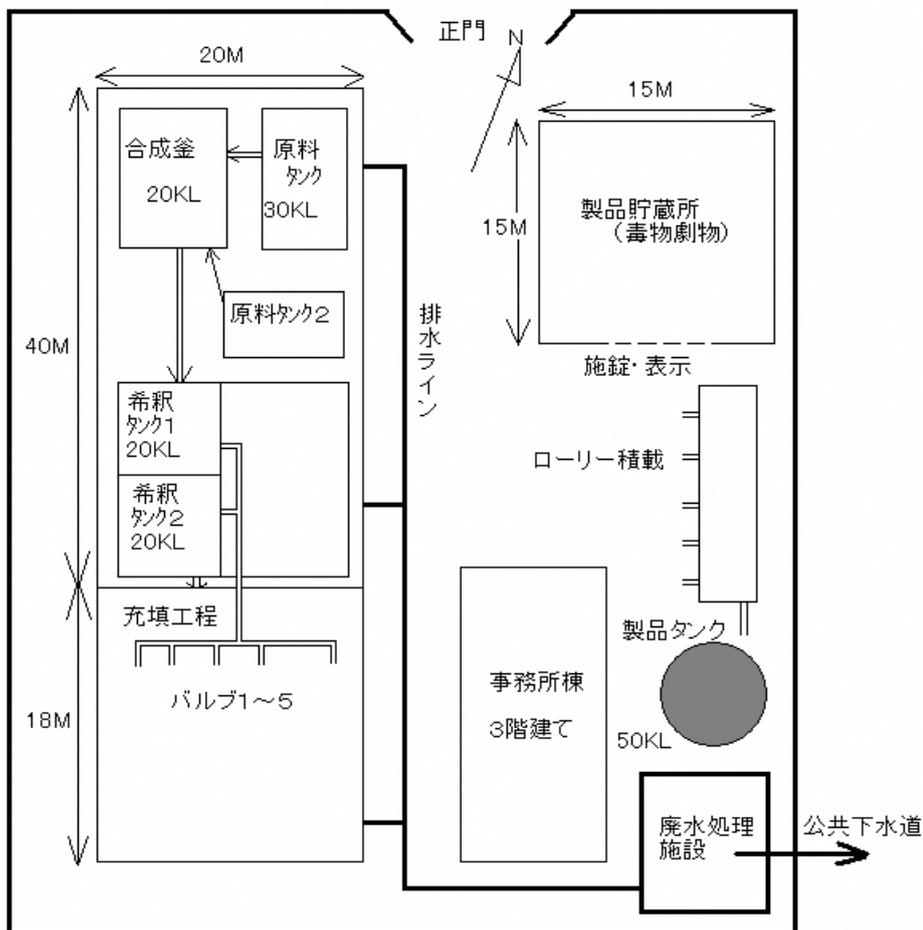
・住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載してください。

・氏名は、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された商号及び代表者名を記載してください。

【事業場の平面図】

- ・ 定規等を用いて、正確に作成してください。
- ・ 寸法、方角を記載してください。
- ・ 電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業、しろありの防除を行う事業にあつては、毒物劇物貯蔵設備を明確に記載してください。また、運送の事業にあつては事務所及び車庫を記載してください。
- ・ 電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業にあつては、無機シアン化合物又はその製剤を使用する場所や廃水処理設備の設置場所を記載してください。

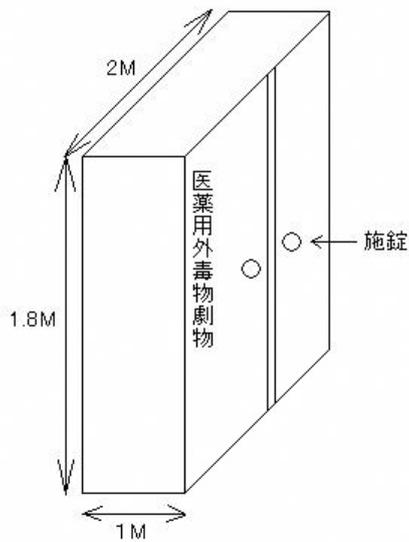
《記載例》



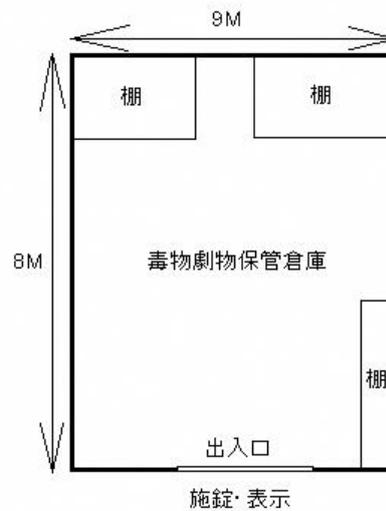
【毒物劇物貯蔵設備の概要図】

- ・ 毒物劇物貯蔵設備については施錠及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を明示してください。
- ・ 毒物劇物運搬車両の写真は、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げていることを確認できるものとしてください。

《記載例》



保管庫材質:スチール製



床・壁:コンクリート

別記第 18 号様式（第 18 条関係）

《記載例》

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種類	令第 4 1 条第 号に規定する事業
	名称	〇〇株式会社 吹田営業所
	所在地	〒 吹田市〇〇町〇-〇 (電話)
取扱品目		
備考		

第 1 号：電気めっきを行う事業
第 2 号：金属熱処理を行う事業
第 3 号：毒物劇物の運送の事業
第 4 号：しろありの防除を行う事業

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

年 月 日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇番〇号

〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕

氏名 株式会社〇〇〇

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

代表取締役 〇〇 〇〇

吹田市保健所長 様

【連絡先】 担当者名：

電話番号：